

環境物品等の調達の推進を図るための方針

20250410 評基第 022 号

令和 7 年 4 月 1 0 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理 事 長 長谷川 史彦

(法人番号: 9011005001123)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号。以下「グリーン購入法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき公表する。

I. 特定調達物品等の令和 7 年度における調達の目標

令和 7 年度における個別の特定調達物品等（「環境物品の調達の推進に関する基本方針」（令和 7 年 1 月 2 8 日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で、グリーン購入法の適合・不適合に関わらず調達せざるを得ない物品等を除き、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は 1 0 0 % とする。
---	-----------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉	調達を実施する品目については、調達目標は 1 0 0 % とする。
---	-----------------------------------

印章セット	
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	
ステープラー（汎用型）	
ステープラー（汎用型以外）	
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ（本体）	
事務用修正具（テープ）	
事務用修正具（液状）	
クラフトテープ	
布粘着テープ（プラスチック	
製クロステープを含む）	
両面粘着紙テープ	
製本テープ	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット（玉）	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ（手動）	
モルトケース（紙めくり用ス	
ポンジケース）	
紙めくりクリーム	
鉛筆削（手動）	
OAクリーナー（ウェットタ	
イプ）	
OAクリーナー（液タイプ）	
ダストブロワー	
レターケース	
メディアケース	
マウスパッド	
OAフィルター（枠あり）	
丸刃式紙裁断機	

カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形）（補充用を含む。） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。）	
---	--

チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
----------------------------	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

4. 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とし、コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機については、調達目標を「基準値1」として100%とする。
--	--

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	--

6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	--

7. 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
------------------------	---

8. 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標を「基準値1」として100%とする。
テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。

9. エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
業務用エアコンディショナー	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標を「基準値1」として100%とする。
ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は
--------------	--

	100%とする。
ガス温水機器 石油温水機器	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標を「基準値1」として100%とする。
ガス調理機器	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。

11. 照明

LED照明器具	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標を「基準値1」として100%とする。
LEDを光源とした内照式表示灯 電球形LEDランプ	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。

12. 自動車等

乗用車	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ 乗用車用タイヤ	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標を「基準値1」として100%とする。
2サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

13. 消火器

消火器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----	------------------------------

14. 制服・作業服

制服 作業服 靴 帽子	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
----------------------	------------------------------

１５．インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペ ット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	令和７年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は１００％とし、タイルカーペットについては、調達目標を「基準値１」として１００％とする。
--	---

１６．作業手袋

作業手袋	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
------	------------------------------

１７．その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	令和７年度に購入する物品及び同年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は１００％とする。
---	--

１８．設備

太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 燃料電池 エネルギー管理システム	令和７年度に調達の予定はない。
---	-----------------

生ゴミ処理機	
節水器具 給水栓 日射調整フィルム 低放射フィルム	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
テレワーク用ライセンス Web会議システム	令和７年度に調達の予定はない。

１９．災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 毛布 作業手袋 テント ブルーシート 備蓄用作業服 一次電池 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とし、災害備蓄用飲料水については、調達目標を「基準値１」として１００％とする。
---	---

２０．公共工事

公共工事	公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法又は目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用することとする。 なお、目標については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。
------	--

２１．役務

省エネルギー診断	令和７年度に実施の予定はない。
印刷	調達を実施する場合は、調達目標を「基準値１」として１００％とする。。
食堂	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
自動車専用タイヤ更生	令和７年度に調達の予定はない。

自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
旅客輸送	令和7年度に調達の予定はない。
庁舎等において営業を行う小売業務	令和7年度に調達の予定はない。
クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

22. ゴミ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------	------------------------------

II. 特定調達物品等以外の令和7年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の環境物品等の調達に当たっては、エコマーク、エコリーフ、カーボン・オフセット認証等を参考にし、環境負荷の少ない製品の調達に努める。また、OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを調達する。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 機構内にグリーン調達のための調達推進本部を引き続き設ける。体制概要は別紙のとおり。
2. 本調達方針は全ての部門を対象とする。
3. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
4. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
5. 環境負荷低減の規定を含む日本産業規格がある場合は、当該規格を満たす物品の調達を考慮する。
6. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、自動車を使った物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。

7. 役務の調達にあたっては、事業者の環境管理やエネルギー管理の促進に向けた取組である ISO14001（環境マネジメントシステム）又は ISO50001（エネルギーマネジメントシステム）の認証取得を考慮する。
8. 本調達方針に基づく調達相談窓口は、企画管理部財務・会計課 契約室とする。

(別紙)

独立行政法人製品評価技術基盤機構 グリーン調達推進体制概要

○グリーン調達推進本部

本部長	理事長
副本部長	理事
本部員	デジタル監
	リスクマネジメント推進統括官
	企画管理部長
	国際評価技術本部長
	バイオテクノロジーセンター所長
	化学物質管理センター所長
	認定センター所長
	製品安全センター所長

(事務局 企画管理部 財務・会計課 契約室)